

公募型プロポーザル実施の公示

2022年7月19日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「万博を見据えた”KANSAI”の食のツーリズム化促進事業」

(2) 事業の目的

2025年に開催される大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」というメインテーマのもと、8つのテーマが設定されており、「食」（「いのちをつむぐ」）もその1つである。一般財団法人関西観光本部（以降、当本部という）は、万博開催を見据え、食に関連する旅行商品造成等に取り組む等、食のツーリズム化を地域と連携して進めていきたいと考えている。また、インバウンド旅行者の受入環境整備の一環として、関西一円の食文化情報を束ねて発信するWEBページを構築し、日本の食の歴史・文化の原点と言われる関西の食の魅力を訴求する。

本事業を通じ、インバウンド旅行者が「食」を目的として、関西の地域に足を運び、食を堪能する食のツーリズムの発展に取り組むことを目的としている。

(3) 事業の概要

- ①<滞在コンテンツ造成事業>食をテーマにした旅行商品プランの企画開発
 - ②<受入環境整備事業>「関西の食ツーリズムWEBページ」制作
 - ③<旅行商品流通環境整備事業>旅行商品プランのOTAでの販売
- 詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

10,380,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当 加藤

メールアドレス：koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間：2022年7月19日（火）から2022年8月2日（火）17：00まで。

イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（1）に提出のこと。

募集要領 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/募集要領_syoku_k220719.pdf
仕様書 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/仕様書_shoku_k220719.pdf
評価要領 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/評価要領_shoku_k220719.pdf
評価基準 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/評価基準_shoku_k220719.pdf
様式 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/07/様式1~5_shoku_k220719.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2022年8月2日(火) 17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。
提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2022年7月27日(水) 17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL : <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上